次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　（略） (1)～(67)　（略） (68)　アメナメビル (69)～(556)　（略） (557)　テネリグリプチン臭化水素酸塩水和物・カナグリフロジン水和物 (558)～(693)　（略） (694)　バリシチニブ (695)～(879)　（略） (880)　ペマフィブラート (881)～(1082)　（略） 九　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　（略） (1)～(67)　（略） (新設) (68)～(555)　（略） (556)～(691)　（略） (692)～(876)　（略） (877)～(1078)　（略） 九　（略）

○厚生労働省告示第二百四十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～三十　（略） 三十一　（一Ｓ・四Ｓ・一〇Ｓ・一六Ｅ・二一Ｒ）―七―［（二Ｚ）―エチリデン］―四・二一―ビス（一―メチルエチル）―二―オキサ―一二・一三―ジチア―五・八・二〇・二三―テトラアザビシクロ［八・七・六］トリコス―一六―エン―三・六・九・一九・二二―ペンタオン（別名ロミデプシン）及びその製剤 三十二～六十六　（略） 六十七　Ｎ―［四―［（二Ｒ）―一―（二・四―ジアミノプテリジン―六―イル）ペンタ―四―イン―二―イル］ベンゾイル］―Ｌ―グルタミン酸（別名プラトレキサート）及びその製剤 六十八～百七十八　（略）	一～三十　（略） （新設） 三十一～六十五　（略） （新設） 六十六～百七十六　（略）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐下家地字石ケ谷八二六、八二九、二〇七二の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石ケ谷八二六・八二九・二〇七二の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市山奈町山田字リウキアン四三〇三、字西山五八八四の二、五八八四の八、五八八四の一〇、五八八四の三〇から五八八四の三四まで、五八八四の五三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）